

○総務省・法務省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十三日

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(情報通信技術活用法の適用) 第十一条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法第二十条第五項又は第二十一条の三第五項において準用する法第十二条第三項、第十二条の二第三項又は第十二条の三第五項の規定により、当該請求等を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、この限りでない。 〔一〇三 略〕		(情報通信技術活用法の適用) 第十一条 〔同上〕 2 〔同上〕 3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。 〔一〇三 同上〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。